

静岡県告示第607号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和3年7月6日

静岡県知事 川勝平太

伊東市加入区（伊東市区域の大型定置漁業、小型定置漁業及びまき網漁業区分）

1 届出年月日

令和3年6月22日

2 発起人の住所及び氏名

伊東市新井1丁目1-18

いとう漁業協同組合 代表理事組合長 高田 充朗

伊東市赤沢浮山164-10

株式会社 赤沢漁業 代表取締役 吉田 嘉明

3 区域

伊東市区域

4 区分

大型定置漁業、小型定置漁業及びまき網漁業区分